## 埼玉県公共建設工事過積載防止対策実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県公共建設工事過積載防止対策実施要綱(以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき、建設工事受注者(以下「工事受注者」という。)に対する過積載防止指導等を行うために必要な事項を定めるものとする。

(現場説明時、入札時における指導)

- 第2条 工事発注機関の長(以下「課所長」という。)は、入札及び現場説明に参加する工事受注者に対し、次の各号に掲げる事項の周知徹底を図るものとする。
  - (1) 工事の施工にあたって、工事現場に過積載車両の出入りをさせないこと。
  - (2) 工事の施工にあたって、違法改造車両等(さし枠車両等)及び目的外使用車(産業廃棄物運搬車等)による土砂等の運搬を行わせないこと。
  - (3)下請業者並びに資材納入者との契約にあたっては、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結しないこと。
  - (4) 土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等大型車両を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。また、県工事使用車両であるものの表示をするよう指導すること。
  - (5) 下請業者並びに資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に 欠ける者を使用しないこと。
  - (6) 以上のことにつき、下請業者並びに資材納入業者を指導啓発すること。

(契約時における指導)

- 第3条 課所長は、建設工事請負契約に際して、前条の指導事項を記載した文書を交付し、周知徹底を図るものとする。
- 2 課所長は、必要に応じて土砂等の運搬計画、交通安全及び過積載防止対策について 施行計画書に記載させるものとする。

(施工時における指導)

第4条 課所長は、工事現場等において次の各号に規定する事項の指導に努めること。

- (1) 現場巡視時の際には、過積載車両について随時点検を行う等過積載防止に努める。
- (2) 過積載が行われないよう現場代理人等に対し指導を行う。
- (3) 当該工事現場において過積載と疑わしい車両を発見した場合は、直ちに現場代理人を通じ注意を行う。

(その他)

第5条 課所長は、その他過積載防止に必要と認められる事項の実施に努めること。

附則

この要領は、平成6年5月10日から施行する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年3月22日から施行する。